

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置付けが5類感染症に移行してから、約1か月が経過いたしました。県では、県民が身近な医療機関で必要な医療を受けられるよう、幅広い医療機関による自律的な医療提供体制への移行に向けた取組を進めているところであります。

これまでの定点医療機関からの報告数等によりますと、感染者数はやや増加傾向を示しておりますが、引き続き適切に感染動向を把握しながら、国や市町、関係機関等と連携し、県民の命と健康を守ることを最優先に、各種対策に取り組んで参ります。

次に、栃木県が誕生して150年の大きな節目に当たる本年の県民の日は、県民一人ひとりがふるさと“とちぎ”に想いを寄せ、郷土への誇りと愛着を抱き、未来を思い描く絶好の機会となることを期待しております。

来る10日に開催する「栃木県誕生150年記念県民の日イベント」におきましては、懐かしい映像で栃木県の歩みをたどるとともに、未来を担う若者による華やかなステージや、文化や食など本県の多彩な魅力を体感できる企画などを用意しておりますので、是非多くの県民の皆様にご会場にお越しいただきたいと考えております。

そのほか、市町や企業・団体等にも様々な協賛行事を実施していただくこととしており、東武宇都宮線への「いちご王国ライン」の愛称設定やいちご柄ラッピング列車の運行、ベルギー王国大使館別荘の特

別公開なども予定しているところであります。さらに、県におきましても、若者がとちぎの将来像を描き、発表する「若者未来デザインフォーラム」を開催するなど、多くの県民の記憶に残る1年にして参ります。

次に、今月24日及び25日に開催されるG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合につきましては、先月27日に、開催30日前記念イベントとして「G7栃木県・日光こども未来サミット」を開催し、男女共同参画をテーマに、子どもたちが世界に向けて宣言文を発表するなど、歓迎機運の醸成に取り組んでいるところであります。

会合開催まで2週間余りとなりますので、警備等、準備に万全を期して参ります。また、地元主催のレセプションやエクスカーションにより、関係閣僚をはじめ来県される皆様を心よりおもてなしするとともに、開催を契機として、男女が共に輝く“とちぎ”の実現に向けて取り組んで参ります。

次に、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会のレガシーの継承として、スポーツを活用した本県の地域活性化に向けて、本年3月に「とちぎスポーツの活用による地域活性化推進戦略」を策定し、スポーツツーリズムを推進していくことといたしました。市町、スポーツ団体のほか、様々なスポーツイベントのノウハウを持つプロスポーツチームや民間企業などから構成される官民協働のスポーツコミッションを早期に設立し、県内スポーツ施設の効果的なPRや、国際大会を含む様々なスポーツ大会、イベント、合宿などの戦略的誘致等に取り組んで参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例4件、その他の議案7件の計11件であります。このほか報告11件であります。

まず、第1号議案は、児童福祉法施行令の一部改正等に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第2号議案は、栃木県ライフル射撃場に利用料金制度を導入するため、栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第3号議案は、栃木県グリーンスタジアムに利用料金制度を導入するため、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習の講習手数料を定めるため、栃木県警察関係手数料条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、栃木県人事委員会委員松田美智子氏の任期が来る7月31日に満了いたしますので、その後任として宇梶宏美氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第6号議案から第8号議案までの3件は、県の行う建設事業等に対し市町村が負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第9号議案は工事請負契約の締結について、第10号議案は製造請負契約の締結について、第11号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

報告第2号から第11号までの10件は、それぞれ継続費等に係る繰越計算書の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。